

1. 会 合 名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 85 回）
2. 日 時	2021 年 8 月 25 日（水）午前 10 時～11 時
3. 議 案	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 ～マネロン等対応の考え方～」の改訂について 2. 国連安保理決議による経済制裁対象者が指定された場合の実務対応について 3. その他
4. 主 な 内 容	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 ～マネロン等対応の考え方～」の改訂について 事務局から資料に基づき、金融庁が本年 2 月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正及び同 3 月に公表した「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（以下「ガイドライン等」という。）を受けた、本協会の『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 ～マネロン等対応の考え方～」の改訂案について説明が行われた。 なお、本件については、追って委員各社に対して意見照会を行うこととした。 2. 国連安保理決議による経済制裁対象者が指定された場合の実務対応について 上記 1 のとおり金融庁が公表したガイドライン等においては、国連安保理決議等により経済制裁対象者等が指定された際に、各金融機関等において遅滞なく自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行う態勢整備の必要性に言及されていることから、本件に係る協会員における実務上の対応の検討を行うため、各社の現状の実務対応について情報交換がなされた。 各社からは、制裁対象者情報の取得に関して、情報ベンダーとの契約による取得、財務省の外為室メールによる取得、日証協の協会員通知による取得の方法などが挙げられたが、取得に要する時間や口座照合のタイミングなどで苦労している旨が説明された。 3. その他 事務局より、資料に基づき、会議体の女性参画について説明及び依頼がなされた。

	以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。